平成２４年（フ）第４４５号
石川県河北郡津幡町字津幡ハ87番地１
債務者　山名　秀雄
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３９９号
岐阜市福光南町14―４、住民票上の住所岐阜市六条東２丁目10番11号
債務者　澤田　正彦
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１０号
岐阜県本巣郡北方町芝原中町６丁目10番地の19
債務者　加藤眞智子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１４号
岐阜市旦島４丁目３番15号　ダイヤフジＢ棟102号室
債務者　真柄　里保
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４２７号
岐阜市薮田南４丁目14番12号
債務者　米山　隆博
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
三重県熊野市井戸町680番地
債務者　大川　雅彬
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第３３３号
大津市真野谷口町12番37号
債務者　井上由美子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３０号
滋賀県草津市渋川１丁目４番７号　パオ北川301号、前住所滋賀県草津市草津２丁目２番15―207号　コスモ草津弐番館
債務者　鶴田　　浩
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４９号
奈良県天理市勾田町232―１　御経野改良住宅第71号、住民票上の住所奈良県天理市勾田町428番地５
債務者　西辻ひろ子
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
鳥取県米子市両三柳3047番地24
債務者　古満さち子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０１２号
広島市安佐北区深川５丁目25番10―303号
債務者　井村　久志
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４０号
広島市東区上温品４丁目33番30―809号
債務者　寝具のコムラこと　小村　照明
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４１号
広島市東区上温品４丁目33番30―809号
債務者　小村美奈子
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６２号
広島市安佐北区三入東１丁目４番12号、住民票上の住所広島市安佐北区亀崎３丁目４番76―709号
債務者　斉藤　満男
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１６号
広島市西区庚午北１丁目21番29―202号
債務者　中島　　聡
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
広島県尾道市御調町市378番地　岩井堂住宅102
債務者　菅波　　渉
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
広島県三原市宮浦６丁目17番27―303号
債務者　土井　雄二
１　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係